

4. 著作者と著作権者

著作物を創作した時点で、その創作者が「著作者」であり「著作権者」となりますが、財産権である「著作権」は所有権などと同様に譲渡することができ（法第61条）、また相続の対象ともなりますので、このような場合は著作者と著作権者が異なることとなります（著作者が有している「著作者人格権」は一身専属ですので移転できません）。